

# 年 頭 所 感



証券取引等監視委員会

委員長 長谷川 充弘



## <はじめに>

平成30年の年頭に当たり、「経営財務」読者の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

証券取引等監視委員会は、平成4年の発足時から25年を経過しましたが、この間、様々な不正事案を摘発するなどして、証券・金融商品市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることに努めてまいりました。

発足当時と比較しますと、市場関係者の自己規律が進み、公正性・透明性を相応に誇れる市場になったと思いますし、それは、多くの関係機関、関係者のご協力のおかげであると感謝しています。

## <最近の情勢>

とはいえ、今、我々は、新しい様々な課題に直面しています。

ITの著しい発展、グローバル化の急速な進展に伴い、証券取引や金融商品等が複雑化・高度化していく中、インサイダー取引、相場操縦等の不正取引の手口も巧妙化・多様化しています。また、企業情報の適正な開

示についての上場企業の意識が向上してきてはいるものの、開示規制違反も跡を絶たず、その態様、原因には様々なものがあります。証券検査では、多くの業者の自己規律が進んできているのが確認できる一方、法令遵守意識を欠如した問題業者も少なくありません。

## <取組の方針>

このため、証券取引等監視委員会では、市場の最新の実態を的確に把握しつつ、それに応じて情報収集・分析の能力を高め、多様化・複雑化・巧妙化した不正取引を摘発していく検査・調査手法の一層の向上を図ってまいります。クロスボーダー取引による違反行為には、海外当局との連携関係を一層強固にして対処すべく、緊密化に努めています。また、証券検査では、業者のビジネスモデルに応じたリスク分析に努め、オン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングを行ってまいります。

そして、いずれにつきましても、法令違反の根本原因を究明し、それを踏まえた再発防止、未然防止のための情報発信に努めてまい

ります。

そのため、市場の公正性・透明性を高めることについての問題意識を共有できる関係機関、関係者との積極的な対話を重ねて自己規律の促進を図る一方、法令遵守意識を欠如した違反者に対しては刑事告発等で厳正に対処していきます。

#### <おわりに>

証券取引等監視委員会としては、日本経済の発展のため、資本市場の公正性・透明性を確保し、投資家の保護を図るため、内外の関係当局や自主規制機関等との連携を一層強化しつつ、効果的・効率的な市場監視を推進してまいりますので、皆様方のさらなるご理解

とご協力を賜りますようお願い申し上げます次第です。

最後に、読者の皆様のご多幸を心より祈念申し上げて、年頭のご挨拶とさせていただきます。

